

東京都建築安全マネジメント推進協議会設置要綱

制定 平成 22 年 8 月 13 日
改定 平成 24 年 10 月 12 日
改定 平成 27 年 8 月 7 日
改定 令和 2 年 9 月 24 日
改定 令和 7 年 9 月 16 日
改定 令和 7 年 12 月 23 日

(名称)

第 1 この協議会の名称は、東京都建築安全マネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(設置及び趣旨)

第 2 この協議会は、都内の建築物の安全の確保に向け、国土交通省住宅局長通知「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について(技術的助言)」(平成 22 年 5 月 17 日付国土交通省国住指第 655 号)に基づき、東京都が策定する「東京都建築安全マネジメント計画」（以下「計画」という。）に関し、必要な意見交換を行うために設置する。

(協議事項)

第 3 協議会の協議事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 計画の実施に関する連絡調整及び情報交換に関すること。

(構成員)

第 4 協議会は、別表の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第 5 委員の任期は原則 3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、行政機関の委員の任期は、原則 1 年とする。

(会長)

第 6 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を主宰する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会等の設置)

第 7 協議会に専門的検討を行うため、行政部会等を置くことができる。

- 2 部会長は、都市整備局市街地建築部建築企画課長とする。
- 3 部会委員は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、部会に付託された事項について検討を終了したときは、その結果について協議会に報告する。

(庶務)

第 8 協議会の庶務は、都市整備局市街地建築部において処理する。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 23 日から施行する。

東京都建築安全マネジメント推進協議会委員

区 分	所 属	職 名
学識経験者	東京大学生産技術研究所	教授
	東京大学大学院新領域創成科学研究科	教授
建築関係団体	一般社団法人 東京建築士会	専務理事
	一般社団法人 東京都建築士事務所協会	専務理事
	公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部	副支部長
	一般社団法人 日本建築構造技術者協会	J S C A 東京代表
	一般社団法人 日本建設業連合会	常務執行役
	一般社団法人 住宅生産団体連合会	専務理事
	一般社団法人 日本エレベーター協会	専務理事
	一般社団法人 不動産協会	理事事務局長
	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会	副会長
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部	副本部長
建物所有者団体	一般社団法人 東京ビルディング協会	参事役
弁護士	第一東京弁護士会	弁護士
消費者団体	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟	理事
金融	独立行政法人 住宅金融支援機構	首都圏業務一部 営業グループ 推進役
指定確認検査機関・ 指定構造計算適合性 判定機関	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	建築審査部担当部長
	一般財団法人 日本建築センター	確認検査部長
	日本 E R I 株式会社	確認調査部長
特定行政庁	第1ブロック代表	建築主務課長
	第2ブロック代表	建築主務課長
	第3ブロック代表	建築主務課長
	第4ブロック代表	建築主務課長
	第5ブロック代表	建築主務課長
	第6ブロック代表	建築主務課長
都関係部局	東京消防庁予防部	参事 兼 予防課長
	住宅政策本部民間住宅部	不動産業課長
	多摩建築指導事務所	所長
	都市整備局市街地建築部	部長
	都市整備局市街地建築部	建築企画課長
	都市整備局市街地建築部	建築指導課長
	都市整備局市街地建築部	建設業課長

東京都建築安全マネジメント計画行政部会 構成

多摩建築指導事務所 副所長	
市街地建築部 調整課長	
市街地建築部 調整課 担当課長（建築紛争調整担当）	
市街地建築部 建築企画課長	
市街地建築部 建築企画課 担当課長（耐震化推進担当）	
市街地建築部 建築指導課長	
市街地建築部 建築指導課 専門課長（建築構造）	
市街地建築部 建設業課長	
多摩建築指導事務所 建築指導第一課長	
多摩建築指導事務所 建築指導第二課長	
多摩建築指導事務所 建築指導第三課長	
東京消防庁 予防部 副参事	